

第4期旭川市地域福祉計画（平成31年度～令和4年度）の進捗状況について

基本目標	取組の方向	施策	令和3年度に実施した主な取組	令和3年度実施状況のまとめ
①みんなで支え合う地域福祉の推進	①地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成	①地域福祉の推進を担う人材の育成 ②地域交流活動の推進と活動拠点の整備 ③地域福祉活動への主体的参加の促進	○「福祉出前事業」、「手話普及事業」、認知症サポーターの養成講座、聴覚障がい者協力員養成講習、点訳奉仕員養成講習の実施 ◎児童や生徒、学生を対象とした福祉の啓発 ◎公民館事業における高齢者人材の育成 ◎子育て支援人材バンクの運営 ◎市民後見人の養成 ◎民生委員・児童委員に対する研修の実施 ★地域福祉計画の周知 ○いきいきセンター、近文市民ふれあいセンター、障害者福祉センター、生活館の運営 ◎高齢者いきいこの家の運営支援 ★共生型の取組についての周知啓発 ○支え合う地域づくりに向けた町内会への加入促進 ○市民活動交流センターにおける市民活動の支援 ◎社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携	新型コロナウイルス感染症対策のため講座の中止等により、例年より各講習会等の開催数等が少なくなったが、地域福祉に関する講座、地域における福祉や当該活動の担い手の育成につながる講習会等を実施し、活動への主体的参加を促す取組や活動を担う人材の育成を行った。 地域の活動拠点となる施設の運営を通じて、高齢者や障がい者を含めた地域の交流活動を推進した。 民間主導による制度横断的取組や地域サロン等を市HPで紹介し、周知啓発を図った。 チラシ配布等による町内会加入の促進や市民活動交流センターにおける、市民活動の情報収集・発信、活動相談など、市民活動全般への支援を実施した。 各事業において、ボランティアセンターと適宜協力し効果的にボランティアを活用することができた。
	②住民主体による支え合いの促進	①地域住民等による地域福祉活動の推進 ②住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備	○地域まちづくり推進協議会を通じた地域づくり ○民生委員・児童委員、老人クラブの活動の支援 ○会員制の相互援助活動を行う事業の実施 ◎地区社会福祉協議会との連携及び活動支援 ◎子ども食堂の活動支援 ★包括的支援体制構築に関する検討	地域福祉活動を推進するための取組を実施したほか、地域まちづくり協議会や地区社会福祉協議会等の活動を支援し、住民主体による地域を支える体制づくりを進めた。 庁内外での協議・検討を重ね、令和4年度から「地域まるごと支援員等による包括的支援体制整備事業」を実施することとなった。
	③地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上	①地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築 ②社会福祉協議会との連携 ③社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進	◎生活支援コーディネーター等によるネットワーク構築 ○社会福祉協議会との連携・支援 ★地域における公益的な取組の周知啓発	地域包括支援センターによる各日常生活圏域における高齢者支援のネットワーク等、地域福祉の推進に寄与する連携構築を図っている。 社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携して旭川市地域福祉計画の取組を実施した。
②くらしを支える地域福祉施策の推進	①地域における福祉サービスの適切な利用の促進	①福祉サービスの利用に関する相談体制の確保 ②福祉サービスの提供体制の充実 ③福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進	○高齢者、障がい児・者、子ども・子育て、母子保健、生活困窮者に関する相談体制の確保、支所まちづくり相談窓口の設置 ○民生委員・児童委員活動の推進 ◎こころの健康、成年後見制度に関する相談窓口の設置 ◎地域再犯防止推進モデル事業の実施 ○相談窓口の連携による問題解決 ○支援関係機関等の連携（地域ケア会議、自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会） ◎ケアプラン等作成体制の充実 ★住宅確保要配慮者に対する居住支援 ○ガイドブック、パンフレット、ホームページの作成	各種相談窓口の設置により、福祉サービスの利用に関する相談体制の確保を行うとともに、相談内容に応じて福祉の関係機関同士で適宜協議・連携し、福祉サービスの提供体制の充実を図っている。また旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会では、不動産店等の福祉以外の関係者とも連携しセーフティネット住宅の登録や住まい確保に係る相談対応を行っている。 その他、ガイドブック、パンフレット、ホームページ等により、福祉サービス等について分かりやすい情報提供に努めた。
	②困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進	①社会的要援護者の把握と支援 ②生活困窮者に対する自立支援方策の推進 ③市圏域における包括的な相談支援体制の構築	○社会的に孤立している要援護者の把握 ○生活困窮者自立相談支援事業（旭川市自立サポートセンター） ◎生活困窮者住居確保給付金 ◎生活困窮者就労準備支援事業（ステップアップ支援プログラム） ◎生活困窮者一時生活支援事業（一時生活支援事業） ◎生活困窮者である子どもに対し学習の援助を行う事業（子どもの健全育成支援事業） ◎生活困窮者就労訓練事業の認定 ★生活困窮者家計改善支援事業	市民からの情報や各事業による訪問等が本人状況の確認や要援護者の把握に繋がっている。 自立サポートセンターにおいて、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を受け止め、様々な支援制度を実施することにより、本人の自立までの包括的・継続的な支援を行った。 経済的な課題を抱える相談者に対し、家計再生プランを作成した上で支援の方向性の提案や、生活困窮の根源的課題を整理し相談者自身が課題認識することで、以後の適切な支援の利用につなげている。
	③地域における権利擁護の体制の整備	①日常生活自立支援事業等の周知 ②成年後見制度の利用促進	○日常生活自立支援事業等の周知 ○旭川成年後見支援センターによる支援 ○成年後見制度利用支援事業 ◎日常生活自立支援事業との連携 ★法人後見実施機関の整備	ガイドブック等により日常生活自立支援事業等の周知を行った。 また、成年後見制度の普及啓発、申立の支援、市民後見人の養成を行い、成年後見制度の利用に関わる総合的な支援を行った。 なお、令和2年度から法人後見事業実施者に対する補助金を支出している。

基本目標	取組の方向	施策	令和3年度に実施した主な取組	令和3年度実施状況のまとめ
③いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進	①ひとにやさしい生活環境づくりの推進	①ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施 ②生活環境の向上	○ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設及び道路のバリアフリー化 ○高齢者対応住宅普及促進事業 ○「障害者週間記念事業」の実施 ◎障害者差別解消法に基づく取組 ◎生活館における自主事業の実施 ★（仮称）旭川市福祉のまちづくり条例の制定に向けた検討 ○高齢者等屋根雪下ろし事業・高齢者等住宅前道路除雪事業 ○雪処理機器の貸出し ○ふれあい収集の実施 ◎福祉除雪サービスの実施 ◎地域除雪活動の推進	市有施設の建築工事におけるユニバーサルデザインを意識した計画・設計、緊急時に避難経路となる生活道路のバリアフリー化、住宅のバリアフリー化工事に係る補助を実施している。 多様な人格や個性を尊重し支え合う意識を醸成する事業を実施するとともに、障がい者等の日常的・社会的に支援が必要な人への行政サービスの提供における合理的配慮を講じている。 庁内外での協議・検討を経た上で、「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を制定した。 日常的に支援を要する高齢者や障がいのある人等の生活に直接的に関わる雪・ごみの問題について、自力で対応が難しい世帯に配慮した対応を行っている。
	②災害時に備えた地域づくりの推進	①災害に備えた地域による避難行動支援の取組 ②災害時における避難所受入体制の整備 ③災害ボランティアセンターの体制整備	○避難行動要支援者等に関わる避難支援 ★福祉避難所の開設・運営手順の策定	避難行動要支援者名簿を更新するとともに、平常時の情報提供についての意思確認を行い、同意を得られた人については、避難支援等関係者に名簿の事前提供を行った。 福祉避難所開設・運営手順については、地域防災計画や福祉避難所の確保・ガイドラインの改定に合わせ、所要の改正をして協定先や関係課に配付した。
	③地域における介護予防や健康づくりの取組の推進	①住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進	◎地域介護予防運動教室の実施 ◎地域における各種がん検診の実施	介護予防教室等の開催や地域包括支援センターと連携し、自主的な活動継続を見据えた支援を行った。地域で巡回がん検診を実施し、受診しやすい環境整備を行った。

○・・・第3期計画からの継続事業 ◎・・・第4期計画からの新規事業（当該計画策定時において既に実施中） ★・・・第4期計画からの新規事業（当該計画策定時において未実施）